

経常的に実施している統計調査について

総務省が毎月経常的に実施している「労働力調査」、「家計調査」及び「小売物価統計調査」の概要は以下のとおり。

○共通事項

[調査員活動期間] 通年

[調査の流れ] 国（総務省）－都道府県－指導員－調査員－世帯・店舗等

※小売物価統計調査の一部調査は、国又は都道府県が直接調査する

『労働力調査』の概要

[目的] 就業者数や完全失業率など、国民の就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的とし、昭和21(1946)年から実施

[調査期日・期間] 毎月（毎月末日（12月は26日）現在）

[対象] 約40,000世帯及びその世帯員（就業状態は、世帯員のうち15歳以上の約10万人が対象）（47都道府県約1,400市区町村）

[調査方法] 調査員が世帯を訪問し、調査票等関係書類一式を配布。回答方法は、インターネット回答又は調査員による訪問回収

[調査事項] 月末1週間における就業状態、従業上の地位、雇用形態、産業、職業、失業者の求職理由、求職活動の方法等

[結果の公表] 調査月の翌月末。閣議報告

『家計調査』の概要

[目的] 国民生活における家計収支の実態を明らかにするため、昭和21(1946)年から実施

[調査期日・期間] 毎月

[対象] 約9,000世帯（47都道府県168市町村）

[調査方法] 調査員が世帯を訪問し、調査票等関係書類一式を配布。回答方法は、インターネット回答又は調査員による訪問回収

[調査事項] 毎日の収入と支出、年間収入、貯蓄・負債の状況等

[結果の公表] 調査月の翌々月上旬。閣議報告

『小売物価統計調査』の概要

[目的] 国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の小売価格及びサービスの料金を調査し、消費者物価指数（CPI）その他物価に関する基礎資料を得るため、昭和25(1950)年から実施

[調査期日・期間] 毎月（調査日は調査品目毎に設定）

[対象] 約35,000の小売店舗・事業所（47都道府県約260市町村）

[調査方法] 調査員等による店舗・事業所からの聞き取り

[調査事項] 約500品目の小売価格・料金

[結果の公表] 調査月翌月の19日を含む週の金曜日
消費者物価指数（CPI）は閣議報告